

関係所属長 様

群馬県柔道連盟
会長 鳥居 吉二

令和7年 群馬県柔道選手権大会兼関東柔道選手権大会群馬県予選
群馬県女子柔道選手権大会兼関東女子柔道選手権大会群馬県予選の開催について

平素から当連盟の行事にご理解ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。
標記の件について、下記のとおり開催いたしますので、貴管下の選手への出場についてご高配をお願いいたします。

記

1. 日 時 令和7年1月19日(日) 8:50開館 9:00～受付 9:15審判会議(第4会議室) 10:15開会式 10:30試合開始
2. 会 場 ALSOKぐんま武道館 第一道場 前橋市関根町800 電話 027-234-5555
3. 参加資格・参加人数
 - (1) 選手は日本国籍を有し、当該年度全日本柔道連盟に登録している者とする。
 - (2) 群馬県柔道連盟を通して令和6年度の全日本柔道連盟登録手続きを行っており、群馬県に住居・勤務・在学の実態の伴ういずれかの条件を満たしていること。卒業・転勤等により、実態の伴う現住所の変更、勤務する会社、通学する学校の所在地に変更がある場合には、変更先の地区から出場することが出来る。この場合、速やかに登録変更の手続きを行わなければならない。
 - (3) 群馬県柔道選手権大会は高校生以上とする。高校生の場合、令和6年度の全国高校総体群馬県予選のベスト4とする。
 - (4) 群馬県女子柔道選手権大会は大会当日に中学1年生以上とする。中学生の場合、群馬県中学校体育連盟柔道専門部より推薦のあった者とする。
 - (5) 一般・大学生については、所属の出場人数の上限はない。
4. 試合方法 トーナメント戦で行う。(男女共にベスト8進出者による敗者復活戦を行い、順位決定をする)
5. 審判規程
 - (1) 国際柔道連盟試合審判規程および全日本柔道選手権大会申し合わせ事項にて行う。
 - (2) 試合時間は、5分間とする。
 - (3) スコアは「一本」「技あり」「有効」の3種類とし、「技あり」2つで合せ技「一本」とする。抑え込みの時間は、20秒で「一本」、15秒以上で「技あり」、10秒以上で「有効」とする。
 - (4) 「指導」による罰則は、4回目が与えられた時点で「反則負け」とする。
 - (5) 試合時間内に勝敗が決しない場合は、判定にて勝敗を決する。判定基準は試合態度、技の効果と巧拙、及び反則の有無等を総合的に比較する。攻撃を高く評価するため「指導」の数のみを持って判定の材料とはしない。
 - (6) 立ち姿勢において、相手と組んだ状態で攻撃・防御のために、相手の帯から下を掴む(触れる)ことは反則(指導)とはしない。但し、相手と組んでいない状況で直接相手の帯から下へ攻撃を行うことは反則(指導)とする。
 - (7) 全柔連柔道衣規格に合格した柔道衣(上衣、下穿、帯)を着用すること。柔道衣の大きさ又は規格が規定に合わない場合は出場を認めない。(赤ラベルのみ使用可)
6. 表 彰 1位、2位、3位(2名)の計4名を表彰する。
7. 組 合 せ 令和6年1月11日(土)県柔連強化部員にて行う。
8. ゼッケン 出場選手は必ず柔道衣に付けること。ゼッケンの無い者は出場できない。
9. 参加申込
 - (1) 期 日 令和6年12月31日(火)17時までに必着すること。
 - (2) 様 式 群馬県柔道連盟HP「大会・講習会」→「令和6年度」掲載の参加申込用紙(Excelファイル)を使用すること。
 - (3) 参加料 1,000円(傷害保険含)を当日9:15～受付(第一道場入口)で集金する。申込後不参加の場合も納入すること。
 - (4) 申込先 出場選手は申込用紙に必要事項を記入の上、下記Eメールアドレスに添付して申し込む。郵送はしない。よって、参加申込のトラブルを防ぐために送信後24時間以内に黒田からの返信メールにて「受け付けました」が来ない場合は問い合わせをすること。
Eメールアドレス gunmajudo@gmail.com 問い合わせ先 090-3098-6302(黒田携帯)
10. その他
 - (1) 群馬県柔道選手権大会上位6名、群馬県女子柔道選手権大会上位7名は、令和7年3月9日(日)10時開会式 神奈川県川崎市「カルツかわさき大体育室」(〒210-0011 川崎市川崎区富士見1-1-4)での関東柔道選手権の出場権を得る大会の詳細については、群馬県柔道連盟HP「大会・講習会」→「令和6年度」に掲載する。
 - (2) 関東柔道選手権大会に出場する男子6名、女子7名の監督(選手)は、大会終了後、参加費1,000円を本部黒田まで納入する。
 - (3) 皮膚真菌症(トンスランス感染症)について、発症の有無を各所属の責任において必ず確認すること。感染が疑わしい、もしくは感染が判明した選手は、迅速に医療機関において的確な治療を行なうこと。大会時に、選手に皮膚真菌症の感染が発覚した場合は、大会への出場ができない場合もある。
 - (4) 脳震盪について(選手及び指導者は下記事項を遵守すること。)
 - ①大会前1ヶ月以内の脳震盪を受傷した者は、脳神経外科の治療を受けて出場の許可を得ること。
 - ②大会中、脳震盪を受傷した者は継続して当該大会に出場することは不可とする。なお、至急専門医の精査を受けること。
 - ③練習の再開に関しては、専門医の診断を受け、許可を得ること。